

秋田県告示第182号

令和2年秋田県告示第523号の公共測量について、作業期間を令和3年9月30日まで延長する旨秋田県知事から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第183号

令和2年秋田県告示第524号の公共測量について、作業期間を令和3年9月30日まで延長する旨秋田県知事から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹敬久